

平成25年度税制改正に関する要望書

平成24年5月

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 富田昌孝

平素は、タクシー事業に対しまして、格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、タクシー事業は、地域に密着した輸送サービスであり、また、国民生活に欠かせない公共交通機関として、全国で年間約19億人以上のお客様に安全に・安心してご利用いただき、その社会的責任を果たすため日夜努力を続けております。

タクシー事業は、資本金1億円以下の事業者が99%(1千万円以下82%)を占める等、経営基盤の脆弱な中小事業者であり、マイカーの普及、地下鉄等の都市交通網の整備、地方の人口減少などにより輸送需要が減少してきている中、平成21年10月から施行された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、23年度までに指定された全国156の特定地域において設置された地域協議会での議論を踏まえ、タクシー事業の適正化・効率化とタクシーサービスの活性化に全力を挙げて取り組んで参りました。

しかしながら、長引く景気低迷の影響を強く受け、ついは一車当たりの営業収入が30年前の水準にまで急落するなど、極めて厳しい経営環境にあります。

今後も法人タクシーが利用者ニーズに応じて安全・安心に加え質の高いサービスを提供し、公共交通機関としての使命を達成できるよう、税負担の軽減等の措置を別記のとおり要望いたしますので、事情ご賢察の上、何とぞご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 自動車関係諸税の簡素化及び軽減措置の拡充を図られたい。

[要望理由]

自動車関係諸税について、取得段階で消費税と重複して課せられている「自動車取得税」及び保有段階で自動車税・軽自動車税と重複して課せられている「自動車重量税」については、道路特定財源の一般財源化により課税根拠を喪失していることから廃止すべきである。

また、燃料税にも消費税が重複して課せられ、さらに本年10月1日から地球温暖化対策税が課せられこととなっており、自動車保有者には重課税となっている。

従って、抜本の見直しを行い簡素化及び軽減措置の拡充を図られたい。

2. 消費税の特例措置を設けられたい。

[要望理由]

タクシーは、国民生活に欠かせないドア・ツー・ドアの公共交通機関として、健常者はもとより単独では移動できない高齢者、障害者にとって面的輸送に対応できる唯一の交通手段である。消費税を検討するにあたっては、高齢者、障害者等の生活インフラである交通手段を確保するため、欧州等で適用されている軽減税率の導入が不可欠である。

3. 事業所税を非課税とされたい。

[要望理由]

我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関と位置づけられているハイヤー・タクシー事業の事業所税について、現在、タクシーについては保有台数250台以下の事業所は非課税、保有台数250台を超える事業所は1/2に軽減され課税、ハイヤーについては軽減措置もなく課税されているが、ハイヤー・タクシー事業の公共性に鑑み、バス及びトラック事業と同様全て非課税とされたい。

4. 改造LPGハイブリッド自動車に特例措置を設けられたい。

[要望理由]

タクシーは、従来よりNOx（窒素酸化物）、SPM（浮遊粒子状物質）などの排出量が少ない環境に優しい燃料であるLPGを使用している。

このLPG燃料を活用した、より環境性能に優れたLPGハイブリッド自動車について、業界では、メーカーに対し、従来からその開発を要請してきたところであるが、その実現には至らず、現在、実用化されている数百台のLPGハイブリッド自動車は、ガソリンハイブリッド車の改造によるもので、補助・税制支援を全く受けられないものとなっている。

ついては、改造によるLPGハイブリッド自動車について税制上の優遇措置を講じられたい。